

畜 第 142 号  
令和 8 年 5 月 19 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事  
一般社団法人岩手県獣医師会会長  
岩手県農業共済組合組合長理事  
岩手県動物薬品器材協会会長  
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長  
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

#### 家畜伝染病予防法の一部改正に係る通知について

日頃より、家畜衛生の推進につきましては、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本日、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 20 号）が公布され、豚熱に関する殺義務の対象の見直し（以下「選択的殺処分」という。）に関する規定については同日付で施行されました。これに伴い、下記のとおり農林水産省から通知がありましたので、お知らせします。

#### 記

- 1 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正に伴う豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について
- 2 豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集について

※ 上記通知の内容については、以下の農林水産省の HP を参照願います。  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

【振興・衛生担当 昆野 電話 019-629-5729】